

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第19号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番18号 兵庫県福祉センター内 Tel・Fax (078)261-3410 (10:00~16:00 月・水・金)
平成19年3月31日発行 第19号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)

今この時、本当に障害関係福祉は動くのか

兵庫県知的障害者施設協会 婦木 治

21世紀への大いなる夢と期待を抱いてカウントダウンをしていた8年前、21世紀は『環境と平和と人権』がキーワードとして位置づけられました。大きな歴史的節目に私たちはその証人として立ち会ったわけですが、いざ始まってしまうとどうでしょうか。世界各地でテロ、戦争は頻発している。地球規模で温暖化に拍車をかける環境破壊、開発が後を絶ちません。また、人種差別や宗教上の紛争が続発し、人の命の尊厳をまったく軽視する事件が毎日のように報道されます。その上、社会保障制度改革の根本改革といわれながら福祉サービスを利用する当事者にとって非常に厳しいしくみ作りが次々に提示されてきています。本当にあの20世紀末のひと時の夢と期待は、やはりむなしい夢でしかなかったのでしょうか。経済は好転していると言われます。しかし、日々の生活の中で少しも実感として感じられないのはなぜなのでしょう。そこには、格差社会とか勝ち組の論理が働いているのでしょうか。つまり景気好況で生活水準が上がったと判断される基準が庶民の常識とかなりずれていると思います。ここにわが国の将来的な不安感が集中しているし、国政のリーダーの重要施策方針の順序が違っていると強く感じています。憲法改正や教育改革は当然重要課題です。しかし、もっと最優先すべき重要施策は、景気対策、雇用対策、社会保障制度の本当の改革論議であるはずです。

さて、障害関係福祉について、現状分析と私の考えを少し述べてみたいと思います。

今、各都道府県及び市町村では障害者自立支援法による障害福祉計画策定のまとめ作業が行なわれています。この福祉計画がサービスを利用される皆さんの本当のニーズを掘り起こして、具体的に数値目標に反映され、当面の計画に提示できているか非常に不安感を覚えます。まさに県レベル、市町村レベルで大きな格差として現れてくると思います。マニュアル通りの策定計画や実態に即さない形だけのものなどが出てこないかをチェックしておくことが重要です。行政間格差は、簡単に平準化できないものだと思いますが、その都度適切に陳情や再審などを訴え、納得のいくサービスを受けていかななくてはいけません。対岸から文句だけ言っても改善はしていきません。

兵庫県では、新体系への事業移行の計画提出を1月末日までに、すべての事業所に求めました。その結果は、まだ出ていませんが非常に混乱と困難を極めました。

昨年の10月の障害者自立支援法本格施行時に新体系へ移行した事業所もありますが、大半の事業所がこの新法の目的、理念になじまず新体系の事業に具体的実感がつかみ切れていないと感じています。ひとまず5年間の猶予と先行していく事業所を参考にするスタンスなのでしょうか。その上、国レベルで補正予算が組まれて、激変緩和措置や利用者負担の更なる軽減そして特別対策事業があり、今しばらくの様子伺いといった感じでしょうか。

もうひとつの考え方は、支援費制度が短期間で簡単に自立支援法に変わったことへの危惧感のようなものが充満していることです。すばらしい理念、画期的な制度でスタートしたはずなのに、財源論だけで転換してしまったことへの国への無念さがあります。

社会的にも何らかの支援が必要な障害者に対して、安易に介護保険のスケールで仕組みを作ってしまったことへの反発があります。こんなに修正や訂正を何度も繰り返すのであれば、もっとじっくりと時間をかけて審議をして、よりよい仕組みを作るべきではないのでしょうか。

しかし反面では、法制度が本格施行した中で、現実には新しい体系に移行していかなければならないのです。それでは、どのような考え方を持って取り組むべきなのでしょう。

まず、現在の事業所が地域の障害福祉に果たしてきた役割について十分に分析と評価を行うことです。通所と入所とはおのずとその役割内容は違います。単に新体系の日中活動の内容が示されているから、その通りに移行すればよいというものではないのです。その事業所が設立された趣旨やいきさつを十分に吟味し、その法人がめざす福祉理念をさらに具現化する方法とあわせて自立支援法の理念(自立と共生の地域社会づくり)を組み込んでほしいと思います。そして何より重要と



中央研修会講演》

障害者自立支援法の行方と家族会の役割

日本知的障害者福祉協会会長 小板 孫次 氏



日本知的障害者福祉協会会長として、この動乱の福祉社会の舵取りに、お力を注がれておられます。また、知的障害のある子供さんを持たれる親でもあり、事業所を運営される事業者でもあります。「知的障害のある方も同じ道筋を歩む、同じ人である」との信念から、実践されている数々の取り組みは、障害福祉の枠を超え、同じ人間である私たちの生き方にも大きな示唆を与えてくださいます。

1. 障害者自立支援法の成立まで

日本で初めて障害者保護のためにできた障害者福祉制度が、戦後の「措置費制度」で2001年まで続く。この制度では利用者は「行政処分」により利用施設を決められます。事業者は行政から委託され、委託費を受け取る仕組みになっている。そのため、期日が来ると自動的に委託費が入ってくる事から現場はマンネリになりやすい。また、いろいろな監査があり、事件が起これば厳しい監査が入ることから、施設は萎縮し、閉鎖的になってしまうなどの弊害も現れてきた。

1960年知的障害者福祉法、1979年養護学校義務化、1981年国際障害者年などを経て、地域福祉の考えが広まっていく。老人介護の問題もあいまって、施設解体論が盛んになってくる。

2002年に「支援費制度」が発足する。その年170億の赤字、次の年には240億の赤字となり、制度の続行ができない状態なる。その時点で厚労省は介護と名をつけて介護が必要な人にかかる費用は介護保険から支出できないかと考えた。すべてはこの発想から始まり、介護保険の仕組みに少し手を加えただけのグランドデザイン案が考え出された。そこに当てはまらない介護の必要のない人は「就労」をさせることが「錦の御旗」となってしまった。当時の厚労大臣の尾身氏ですら「よい法律とはいえない」と言わしめる「障害者自立支援法」が出来上がってしまった。

2. 障害者自立支援法の概要

《利用者負担金》

最初は利用者負担金と実費負担で障害基礎年金はほとんど使われてしまい、手元には1.5万円残るのみだった。(介護保険では1万円が残るように設定されている)老後を過ごす老人と、人生の幅を広げる時期である青年の生活や余暇活動に使われるお金が一緒であるわけがないと、要求した結果2.5万円に引き上げることができた。

《障害程度区分は何に使うの?》

給付は「訓練等給付」と「介護給付」の二つに分けられるが、「介護給付」を選択する人たちは障害程度区分認

定を受ける必要がある。障害程度区分は本来障害のある人の状態を的確に

表現するものであり、その人の支援の指針になるべきものと解釈しているが、厚労省はお金を配分するための仕組みの一端としか考えていなかったようだ。その証拠に、障害程度区分は利用者の障害程度を区分するものさしであるにもかかわらず、給付金にリンクしていない。施設全体の平均値や施設の規模によっても給付金が変わる仕組みになっており経費削減目的としか考えられない。支援費制度でも3段階の区分があったが、その人自身の支援費になっていた。

《納得のいく法律を求めて》

この法律の施行の段階で、福祉協会の政府寄りだった体質を一変させ、「ダメなものはダメ」と主張し続ける団体に作り直していった。

知的障害者福祉に携わるということは、障害のある人の長い人生に寄り添い、育て、新たな可能性を作っていくものであり、老人介護とは異質のものであると言いつけていきたい。

法律が施行されてしまった中、何ができるか?という声もあるが、3年後の見直しについて、できることは全部するつもりで活動している。

そして今新しい障害程度区分コードづくりにかかっている。厚労省との絡みもありどこまでできるのかまだまだ未知数だが、正念場と思いがんばっている。このことが支援の質の向上になることを念じている。

3. 知的障害を持つ人たちについて

私の息子が小学校へ入学する時、地域の小学校から入学式の案内が来たので、行った。特殊学級があるわけではなく小部屋が用意されていて、そこで学習を始めた。就学猶予が、まかり通る時代だった。6月になり、突然通学を拒否された。息子は施設に行く予定だったので移ったが、行き場のない子供も出てきた。私たちの子供は、学校の年度当初の人数合わせに使われただけだった。翌日から行き場のなくなった子供もいて、「就学猶予はおかしい。何とかせねば」という思いから恵那市を駆け回り、3ヶ月かかって会を結成した。翌年4月には「たんぼぼ学級」が認められ、次は学級活動の充実に奔走した。教材のマットひとつ買うにも議員を回り議会の承認をもらわねばならなかった。そして、恵那市内に小中学校一貫の特殊学級を作ることができた。その間、息子は県立の施設を利用していたが、「一度入ったら出られませんよ」「一度退所したら再入所はありませんよ」「施設利用できることに感謝しなさい」という措置の横柄さに疑問を抱いていた。当時はそれが普通だったので、改善の見込みもなく、自ら施設を立

ち上げることと決意する。

「恵那たんぼぼ作業所」を立ち上げの際、一番に考えたことは廊下のない建物を作ろうということだった。廊下をなくしてホールにする。なぜなら廊下は歩くところでトラブルは起こらない。反対に「ホール」は集まるところで常にいろいろなトラブルが起こる。実はその「トラブル」こそが、大切。知的障害のある人は絶対に生活経験が不足している。そこでホールで起こる数々のトラブルの一つ一つを職員の下で解決していくことが生活経験を増やし、社会性を育てていくことになる。「トラブル」が発生することはより濃い指導ができることになる。「トラブル」が多いのは悪い施設ではない。それをどう解決・支援していくかの力量が問われる。

普通、知的障害のある人は家族の中で一番大事にされている。ということは「一番教えられていない」ということになる。例えば服を買うときはほとんどの親が買い与え、しかもその服を着た姿を鏡で見せることはほとんどないと言う。もし、頬にご飯粒をつけていたら、何も言わずに拭いてあげるのではないのか？これらのことが障害のある人に「恥」の心を育てる機会を逃してしまうことになる。「恥」の心が基本になって世の中の秩序ができていく。この「恥」の心をどう育てるかに腐心した。「恥」と対になって「愛着」「自信」「誇り」の心がある。それらを措置費ですべて支給される中で育てるために「自己選択」を実践していった。

例えば服ひとつにしても、自分で選んで自分で購入したものは「愛着」が育つ。鏡に映る自分に「自信」と「他の人とは違う誇り」を持つ。その心の動きは健常者と変わらない。とにかく障害は全身に蔓延していると考えがちだが、決してそんなことはなく、みんな同じ「人」。皆と同じように、自分の経験に新たな経験を加えて新しい人生を築いていくことができる。

例えば「琵琶湖」を見たことのある人が本などで「十和田湖」の記載を読むと「十和田湖」を連想することができる。しかし、「琵琶湖」を知らない人は「十和田湖」を想像できない。全く見ていないと何も想像できない。反対に見ている人は「琵琶湖」「十和田湖」から「湖」という基準を作ることができる。つまり新しい価値観を作ることができる。たくさんの経験をすることによって新たな全く見ていない世界を垣間見ることができる。そこに新しい価値観を作ることができる。状況を想像することができる。そこが知的障害の方は希薄になっている。例えば、手を引いて街へ行く。そのとき手を引いている人は話しますか？引かれる知的障害の方は「いやだ、いやだ」と思いながら手を引いている人の背中ばかり見ている。そのうちにパニックを起こしてしまう。その人はパニックになっても知識は何も身につけていない。前を歩いてもらおうと360度の景色を見ながら歩くことになる。ここが実は大切。社会自立・親亡き後に向けて、たくさんの経験をさせること、たくさんの選択をさせること、そういうことが大切。私たちと同じ道筋を歩むことが必要です。たくさんの「危ない」を経験しなければ、「安全」に暮らすことはできない。知的障害のある方は今、そういう状況に置かれていると考えてほしい。もちろん重度でこの範疇にな

い方もいるが。手を引いて、「いやだ、いやだ」と走り出す段階で挫折してはいないだろうか。

4. 豊かに育つために恵那たんぼぼの実践から

施設を作ろうとした時、「廊下をつくらない」のほか「自分で作って食べる」「鍵をかけない」「陶器を使う」などを決めた。

「陶器を使う」は職員からクレームが出た。その時、「職員は職業の自由選択で職につける。それに比べてこの人たちは、わけも分からずここで暮らすことを余儀なくされている。その人たちだからこそ普通の家庭と同じように陶器を使ってもらいたい。従って職員会でこの議論はなしにする。納得できない人は辞めて下さい」と打ち切った。

「ご飯を自分でよそう」事もしている。そうすると一回一合四勺も食べる人が出できた。驚いたし、健康と費用の面からも心配したが、ずっと食べさせ続けた。すると10ヶ月ほどたつと食べる量が減ってきた。

施設から自宅に一時帰省した時などたくさん食べて体重が増えてしまったという経験があるのではないのかと思う。これは親御さんが悪いのでも、施設が悪いのでもない。それは「食べたい時に、食べたい物を、食べたいだけ」「食べたい」欲求が、人間として大切な欲求が365日満たされることがないことに起因する。私たちが、年中選択のない定食だったらどうしますか？ひとりひとり違うのに、みんな一緒に食事を提供したことに間違いがある。だから一種の飢餓状態になる。自分でご飯をよそうから、自分で自分のお腹がわかるようになる。「盛りきりのどんぶり飯」では一生分からないことが10ヶ月ほどで分かるようになり、食欲のコントロールができるようになる。

食べるわ、茶碗は割るわ、で最初は大変だった。ある時、町の食堂でご飯を食べる機会を得た。その時、知的障害のある方は、何を食べたいのか分からない戸惑いと注文どおりの食事ができる喜びを体中で表情していた。そのことにヒントを得て、施設で屋台を作った。屋根を付けて雰囲気を出し、うどんとそばを作った。具も選択できるようにした。屋台を大変楽しみにし、並ぶことなど到底無理だと思った人たちも、順番を待てるようになった。それは「選択する」ということが、その人たちの情緒を安定させることに繋がっていることを示していた。それから味噌汁もたくさん作っておかわりができるようにした。

茶碗もいくつもいくつも割れるわけだが、そのたびに職員はかけらを拾い、掃除し、「みんなが一生懸命作ったごはんだよ、もったいないね。割れると危ないよ」といい続けた。4年かかってやっと割れなくなった。数を積んでいけば、その人たちが生活を獲得していく証と、信じて根気強く取り組んでいる。

たんぼぼ作業所で鍵がかかっているのはボイラー室だけで、倉庫すら鍵はかけていない。食器棚の割れるガラスが入っているが、鍵をかけていない。知的障害のある人は知らない場所に突然連れてこられたのだから、無断外出は当たり前。ちょっとした事で無断外出をしてしまう。もし、締め切ってしまったらその人たちの施設で生活している本当の気持ちが分からなく

なってしまう。もっと大切なのは私や職員とその人たちの関係が鍵ひとつで切れてしまう。家庭にいてもどこかへ行ってしまふ人が、入所してきた時は、50回、60回と出て行ってしまった。その度に全員で探し、「心配していた。」と無断外出の是非を話した。叱ったり、閉じ込めたりしたことは一度もない。現在は行き先を言い、帰る時間も言うて行けるようになった。もし、鍵をかけていたら状況は変わっていないと思う。つまり、施設はその中の人たちの信頼関係の中に成り立っている。何度も何度も言い続けることで定着していき、そのことが社会へ出て暮らせる力になっていくと考えている。

最近の心配事で、高齢化の問題がある。

この分野に関して、支援の仕方や、考え方が十分に確立されているとは思わない。それを確立していくことが法律を変えていくことに繋がると思う。

たんぼば作業所の利用者で最高齢は90歳、80歳の方もいるが老人介護施設へ行ってもらおうとは思わない。この施設で暮らし続けてほしいと思う。そのため老人棟を作ろうと考え、全国の老人棟を持つ施設を見て回った。その中に40歳で老人棟を利用している人がいた。背中が曲がり、すり足で歩いていた。仕事もない。食べることに不自由しないかもしれないが、人はそん

なことでは満足しないはずだ。「好きなものを食べたい」「買い物したい」「旅行に行きたい」いろいろな要求があるはずだ。しかし、早期に高齢化してしまつては、その夢もかなえられない。

「元気で長生きしてほしい」と思いついたことは段差をつけることだった。大きな階段を施設の真ん中に付けた。車椅子の人はフラットな場所に、そのほかの人は生活の流れの中に階段があるように設計した。学者は危険を指摘するが、つま先に、手に神経を使い上り下りする暮らしは、脳を、体を活性化することができている。そのため介護を必要とすることなく終焉を迎えられている。長期入院する方もほとんどいない。

親亡き後、どう生きるかという時、一番大切なことは自分で生きようとする力を持つことです。その姿を見て、支援者はその人を大切な人と思うようになる。そしてその人が社会の中で自分で生きようとする力（それは寝たきりになってもそうなのだ）を持つ中で幸せに生きていく姿が生まれてくると信じている。

人は役割があってこそ人生。役割は90歳になっても必要。私たちは介護でない支援の方法を模索し続けて行きたい。

講演 「障害者自立支援法の行方と家族会の役割」を聴いて

みつみ学苑利用者保護者 田 原 穰

去る11月15日、中央研修会での講演を聴いての私の感想です。

お話を聴いてこの支援法が全くお役人的発想だということにだんだん腹立たしくなってきました。もともと私の子供がお世話になっている施設長さんから教えていただいていたのですが、この日のお話を聴いて一層気分さえ悪くなってくるのが感じられました。入所者の能力や、施設の運営や保護者などのことを十分考えない、おざなりともいえるやり方は、お役人の保身ともとれる数字合わせの国家財政のことを第一に考えてのことのように思われます。国民一人ひとりを大事に政策を策定し、それを誰でもわかりやすく、誤りのないように実施していくことにこそ、その役割が政治家や役人にあると思われます。

この点、15日の小板氏のお話は実践に裏打ちされた説得力のあるもので、今後、私がどのようにこの支援法や入所者にかかわっていかなければならないか示唆に富んだものでした。今まで何となくぼんやりとしていた方向性がよりはっきりしてきた思いでした。もっともっと根気がいるし、入所者の能力をよりよく見なければならぬし、お金もかかるし、たくさんの眼もいるし、それはそれは大変なことです。でも、こうしていくと入所者の能力も遅々としたものであっても確実に伸びていくのだなあと実感させられました。そこには「共に生きる」という生活があらねばならないことがわかります。便宜上「健常者」と「障害者」と分けたりしていますが、これはあくまで便宜的なものであり、誰でも個人はみんな差異のあるものです。そうした個人が集まって社会を作っているのであり、手を差しのべられる者が必要とする者に手を出して「共に生きる」ことが当然のこととしてあらねばなりません。

ところで、私自身のことになる、だんだん年を取っていき、身体がいうことをきかなくなってくる現状で自分の身体自体に不安を感じる毎日に、私の子供に対応してやれないもどかしさを憶えるのです。

しかし、この支援法はこういったことをほとんど考えることなく、ただ財政的に数字を合わせることに終始しているようです。私たち家族会は、こういったおざなり的な態度を変えさせなければならぬと思うのです。でなければ私たち国民は一部の政治家や役人にいつまでも利用され続けられかねないからです。

家族会大会

岐路に立つ知的障害福祉をどう受け止めるか？

－ 保護者の立場として －

愛心園施設長 福田 和臣 氏 講演

1.初めに

自立支援法をどう考えるかって聞かれて、私は「リセット」と答えた。何をリセットするか？「50年前の障害者への思いへ」または「支援費制度の時代へ」240億円の不足で「お金がないのよ」と言われて「仕方がないよね」と自立支援法ができ上がった。「ない、ない、ない」といって小さな選択しかできないようにしてしまった。声を上げたら、困ったなら出すよ。と言って1200億円も出てきた。あるなあ。(笑い)しかし、声をあげなければ、出て来なかった。その1200億円もみせかけで、本当はもっと費用が要る。参議院選挙を見据えて、「出したよー」と言う実績を作っただけ。

国は「障害者福祉を含めた福祉の責任は国にある」と思っていると思う。それを隠して、「国にはないよ、県にあるよ」という。県は「県にはないよ、市町村にあるよ」という。市町村は「市町村にはないよ、お前にある」。と個人の方に流してきている。それは間違いで、市民の責任は市にある。県民の責任は県にあり、国民の責任は国がとれよ。というところまで戻して行きたい。町内会でがんばれよと言うのか？本当は何が大事かりセットして考え直したい。

2.障害福祉の流れ

障害者福祉の流れを大きく分けると「捨てられた時代」「保護された時代」「教育指導の時代」「本人らしく生きさせてあげたい時代」に分けられる。本人らしく生きていけなくて入所施設に来た人にもう一度本人らしく生きる道を作っていければいいと思う。一言でいうと「自立」ということになる。しかし、知的障害者の「自立」というのはなかなか曲者で注意しないとイケない。私は「自立」を「自分の考えを生かしながら支援を受けて暮らす事」と考えたい。しかし、今は「就労」すれば「自立」、就労できなければ「介護」と位置づけられる。さらに国も県も責任ないよ、自己責任でがんばれと言っている「自立」なのだから。そこで、施設を利用して利用料を払うより、公園で遊んで1日過ごすほうが安いし楽しいのではないかという考えも出てく



る。国は、「それこそ自立だ」というのか？(笑い)「あなたらしく生きてください」と言う。お金を使わないのが自立なのかと問いたい。厚生労働省は「就労」と言っているが、働きたいと思っている人はどれくらいいるのでしょうか？うちにはほとんどいない。(笑い)作業場から逃げるのにそれだけ努力するんだったら、作業から外れたらいいのに…。「こら」っていったら走り出すのに、「よーい。ドン」なら動かない。(笑い)施設で働くことは認められることで、そのことに喜びを感じている人は多い。だから逃げても作業からは外れない。しかし、その価値が百円なのか千円なのかは分からない。28円かもしれない。(知的障害視野の平均時給は28円らしい)労働と賃金は結びつかない人が多い。

3.愛心園のあゆみ

愛心園の歩みを振り返り、どう向おうとしているのか？「私がなぜこの仕事に就いたのか」「なぜ愛心園を作ったか」をここで整理してこの大きな波を乗り切りたい。

1)愛心園開設

神戸のさわらび学園の卒業生の行き場を求めて、施設を立ち上げることを決意する。土地を探して西へ西へとさまよい、兵庫の西の端、上郡に決める。昭和58年に保護者と共に立ち上げた。保護者と共に立ち上げたので、保護者の和を大切にしたいと思った。保護者が半数以上になる理事構成を理想にしている。事業者には頼らない施設運営を保護者に望んだ。簡単に言えば保護者にお金も出してね。と言うことで…。お

金も出すけど、口も出す、保護者も納得する施設を作りたいかった。

施設長になりたかった理由が二つある。ひとつは自分の思うことをきちんと組織に伝えたい。もうひとつはバカな施設職員を辞めさせたい。どちらも成功しています。(笑い)

2) 信楽青年寮見学

最初に施設見学に行ったのが、池田太郎氏の信楽青年寮だった。その頃から地域に帰そうとがんばっておられた。「夜」と「朝」と見学した。残念ながら池田太郎さんを保護者はほとんど知らなかった。今の施設で糸賀一雄氏を知っているかと聞いたら、誰も知らなかった。職員が遠くを感じた(笑い)そういう時代になったと言うことでしょうか？

3) 互助会

もうひとつ、当初にしたことは互助会を作ったこと。通所施設から入所に変わる大きな原因の一つに病気がある。障害者の病気・両親・家族の病気等で家庭生活が継続できない事が挙げられる。愛心園は県の互助会の他に施設独自の互助会も作っている。県の互助会でまかなえない部分を施設の互助会でカバーしている。特徴は互助会の会員を本人にした。将来本人が両親を付添い人として雇えるといいなと考えた。お金は自分たちの年金から出す、お父さんお母さんを雇ってでも自分たちのことは自分たちでする。そういう仕組みを作りたいと思った。

4) 長島愛生園訪問

次に「長島愛生園」ハンセン病の療養施設を職員と共に訪れた。その中で分かったことは家族との絆の大切さだ。

5) かかりつけの福祉施設

障害児者地域療育等支援事業を兵庫県で一番にやった。やっと全県に広がり大切さが分かってきたのに、国はそれもなくそうとしている。施設内だけでなく、施設外地域に施設はどのような役割をするのかと言うことだ。キャッチフレーズとして「地域のかかりつけの福祉施設」福祉に関する問題はすべて愛心園へ、と言う取り組みをした。施設職員はそれぞれ得意分野を生かして、相談員になっていった。

6) 補導委託・施設のフィランソロピー

補導委託ということをしている。非行少年が審判を受けるまでのおよそ3ヶ月間預かって、身柄確保しながら、観察し本人の力を測り報告する。これは大変よかった。一つは施設ができる

社会貢献であること。もう一つは職員・少年にとってもすごくよかった。街でブイブイ言わしていた少年も、利用者は怖がらない(笑い)こういう接し方をする人かな(笑い)足をユラユラさせて凄んでも、足が悪いんかな(笑い)ものを言わない少年はかわいそうやなという眼で見ている。たまに破れたジーパンをはき続けている少年がいて、利用者が「破れとる、破れとる」とずっと言い続ける(笑い)2, 3日すると少年のほうが根負けして普通の服装に自分で変えてくる。利用者は怖いもの知らず。また、少年たちも彼らを殴ってはいけないと分かっている。「日記に殴っていいですか？」書いてあったりする。(笑い)もちろんだめと答えるが、利用者の方は後ろから突然たたいてくる人やしつこくしつこく同じことを言い続けたりする人もいるわけで、。(笑い)こんな所なら少年院のほうがいいやんと思ったり。(笑い)しかし、少年たちはこんな人たちもいると、自分たちの世界を広げることができるようだ。今まで補導委託を受けた少年の1割以上が知的障害の範疇に入っていることもわかり大きな社会問題にすべきと考える。施設にいると全員が優しくなる。なぜかという何でも褒められるからだ。掃除しても8時に起きても「すごい、すごい」と褒められる。少年たちの多くは今まで褒められることが少なく、自分にマイナスのイメージしか持っていない。「俺はだめや」と思っているところに職員も利用者も「すごい、すごい」と褒めるので、「自分も捨てたものじゃない」と自分を見直すことができる。劇的に変わることができる。たいていの少年たちは外部の目で、非行を重ねてきたわけだが、施設の中にいる限り「外部の目」がない。あるようでない。何をしてもいい世界だ(笑い)そこで自分の目で見、自分の規律で動くようになる。すると、人が見てなくてもすることはする。しないことはしない。自分の規律を作り上げて行く。それを職員が見ていて支援のヒントを見つけていく。利用者が自分で自分の生活を立て直していく道筋を見つける。今までは「こっちですよ、こっちですよ」と指導に入りがちだった。「自分の目で、自分の視点で、自分の規範で生活を成り立たせていくようにすることが大切」と気づく。すごですねぇ。少年と利用者が培った真理。

どこの施設もこの制度を活用してほしいと思うが、難しいのが保護者の承諾だ。保護者会の承諾を得られない。最初は「実習生が来る」と言

っていたが、服装や態度から分かってしまう。利用者もわかるようになり「あの手の実習生が来るの」(笑い)と言う。最初は犯罪者を生活の場に入れこむのに、ずいぶん心配した。少年は少年で「隠しているおやつを取られないか」と押入れの奥に隠していたりして(笑い)しかし、裁判所は施設にあった少年を選んくれるので、それほど心配することはない。

7)阪神大震災の時、勘違いして対策本部のようなことを始めた。まず、安否確認を始めたが、18日の夜には知的障害者のほとんどの安否確認をすることができた。知的障害の人の行方不明はほとんどなかった。と言うことは日常の中でどういう世界を持っているかが大切で、孤立している人がなかった証拠となる。

3. 成年後見制度

1) 愛心園の取り組み

愛心園では93~4%の人が成年後見をとっている。愛心園ができた時保護者は喜んだが、利用者本人はどう思っているのかと考えた時、この人たちの思いを誰が担保するのか?と成年後見を考えた。支援費制度で契約になった時、判断力のない知的障害者にとって成年後見制度は表裏一体のものでなければならないものだ。判断力・契約力が弱いのが知的障害の特徴であり、それを支援する必要がある。そのために、成年後見制は絶対に進めなければならない制度だ。しかし、行政も施設も保護者も積極的ではなく、なかなか浸透しないのが残念でならない。後見するという事は、被後見人の人生観・生活・経済力・哲学までも抱え込まなければならない。例えば障害のある人が1万円のものを買って誰かにあげたいとする。その人が1億円持っているとすると1万円ぐらいならよいかもしれない。でも5万円の所持金なら再考する必要があるだろう。



このように条件によって変化する様々な判断をしなければならない。それはサポートする人の人生観・哲学・経済観も重ね合わせる作業となる。私たちは長い間、私たちの世界で、判断で、状況で物事を決めてきた。親もそうだ。「在宅だ、在宅だ」と言いながら、よく見ると24時間母親がそばについている。これが在宅か?本人は在宅とっていないだろう。そういう世界の中で生きている人たちが真に生きていこうと思うと、外からの力を借りなければできない。他人の判断力で助けてもらわねばならない。

老人ホームに第三者評価で行ったことがある。そこは寝たきりにしない方針で有名な施設だった。入所者に聞いてみると「困るんや~寝かしてくれへんのか」(笑い)と言われていた。寝たい人もいる。やっぱり本人から聞かないと、親が思っている世界と違う世界観を持っているかも知れない。

2) 成年後見制度のメリット・デメリット

デメリットはお金がかかる。本人の自己決定を尊重しない。メリットは第三者の味方を増やす。家の中でも、母親が支援しているのが普通だが、後見人が父親になると契約や個別支援計画作りなどの節目、節目に父親が参加することになり、父親の役目ができる。さらに両親が高齢化した時、誰を次の後見人になるかが問題になってくる。今まで漠然とした意識しかなかった兄弟が、本気で障害のある兄弟と向き合う機会となる。家族でこの子の人生をどうしようと考えることができた。これは予想してなかったメリットだ。

3) 「裁判所がありがとう」

成年後見をして1年たつと、報告書を裁判所に提出する。すると裁判所から届いた文章の中に「〇〇さんの後見をしていただきありがとうございます」という言葉があった。受け取った家族はとても感動した。後見人とは両親家族であっても、国から「この人の後見をしなさい」と指名した。そのことに対して国が「ありがとう」と言った。このことが大切。障害のある人の責任を持つのは国なのだ。寒くないために布団をかけるのは市町かもしれないが、布団を用意するのは国なのだ。成年後見はそのこと実践している。その証拠に後見人がふさわしくなければたとえ親でも国が変更を指示するのだから。

支援費制度の応能負担時、後見人の費用は諸経費に含まれ、収入から差し引かれた。自立支

援法になりそれがなくなってしまった。もっと早く定着していたら、成年後見の費用は収入から控除されたかもしれないと思う。これはこれからの運動の課題だと考える。

障害基礎年金を私たちは甘く見てしまった。障害基礎年金は、障害があるがために必要な年金で、プラス生活費がいるはずなのに、そのことをきちんと整理できないままに、支援法が成立してしまい、現在に至っている。是非主張していきたい。

4)選挙権

デメリットの大きなものに選挙権がある。選挙権は日本人と生まれて20歳になれば自動的に持てる権利である。しかし、昔、選挙権は一定の税金を払っている人のみに与えられるものだった。それが後見制度の「禁治産者」に受け継がれ、「禁治産者」の納税から判断力にすりかえられた。成年後見制に移った時、誰もが判断力のない人に選挙権は与えられない、と。しかし、選挙権は判断力問っていない。点字はよいか、代筆はよいかとか選挙の方法は議論されてきたが、判断力を問うたことは一度もない。判断力を問っていたら、日本はもっといい世の中になっているだろう。選挙で判断力を問う事は危険な事だ。このことを主張することで、知的障害のおかれている状況を世の中にアピールできると考える。

4. 内外の動き

1)保険業法改正と互助会

保険業法改正で、互助会が解散の危機に面している。この裏にアメリカの圧力を見ることができる。規制緩和で欧米の保険会社が日本に進出しようとした時、PTAや学校安全会などの互

助会が邪魔になった。学校安全会の会員は900万人もいるわけだから、アメリカは黙っていない。これはアメリカの商務省から直接政府へ文書で注文を付けてきている。私は金融植民地化だと思う。金融帝国主義といえるだろう。

2)自己決定・自己責任

こういう背景の基礎構造改革の中に位置づけられているのが自立支援法。「自立してね。自分のことは自分でしてね。」と言って、自分事は自分でしてほしいと願う施設はその思いを逆手に取られてしまった。

イラク戦争でアメリカ兵が3000人戦死した。イラク人が3万人死亡している。日本では自殺者が年間3万人いる。アメリカでは3000人の戦死者でブッシュ大統領は危ないと言われている。翻って日本は3万人もの自殺者を出しながら問題になることがない。自己責任というのか？メディアも軽く薄っぺらなものしか提供しない。意図的ではないかと疑うほど。

「自己選択・自己決定」という言葉の危うさに惑わされないようにしてほしい。

3)障害者権利条約

障害者権利条約が国連で12月に締結された。これは国を超えて、障害者の権利はこういうものだと提示されたということだ。日本はこれを批准するにあたって、国内法を点検し、法律を整備しなければならない。この中で自立支援法がどうか検証してみる必要がある。私は自立支援法が障害者権利条約に違反していると思う。この検証作業の中で成年後見制度の必要性も主張していきたい。視覚障害者が白杖を必要とするように、成年後見制は知的障害者に不可欠の物にしたい。

障害者権利条約の「平等」という項目で「無差別



平等」は「不平等」といっている。その人の必要なツールを持つことで平等になれるということだ。例えば背が低い人が、高い人と同じ高さになるために下駄を用意する。その下駄が特別な配慮になる。知的障害の人にとって成年後見制は下駄に値する。障害基礎年金も同じ配慮だと考える。それを生活費に組み入れることはおかしい。私たちの特別な配慮はこれだと権利条約に照らしながら検証していくことが大切。

5. 保護者会と保護者と施設と職員

どれも利害が相反する関係だ。保護者会と保護者もそう。保護者は一人で保護者会は組織だけ

ら必ずぶつかる。そのぶつかるもの同士が真ん中に知的障害の人を置いてどう乗り越えていくか、が大きな仕事だ。

自立支援法では職員が駄目になると危惧している。国は施設職員の給料は年200万円がいいと言っている。報酬を確保できない中で、どう職員の意識を保っていくか？私は「利用者の喜ぶ顔を見よう」と言っている。しかし、これからもっと厳しい世の中になっていくだろう。もう一度、保護者・職員・施設が「利用者の人生に責任を持とう」をモットーに利用者が愛心園を選んでよかったと思われるように頑張りたい。そのために保護者の協力を仰ぎたい。



かぞくねっと家族会大会に参加して

保 護 者

この時期、問題の多い自立支援法の変更点などの説明は、今後この法律に如何に対処していくのかという点で、とても参考になりました。

ただ少し物足りなかったのは、午後の講演の最後の項目である施設と利用者の関係性についてです。

立場の違いは「目標の一致で協力する」ことが大切であることはよく理解できます。しかし、日常施設内で起こる利用者と施設の利害の相反する問題等を解決するためのシステムがこの会に必要なのではないのでしょうか。

その観点から、当日会場から施設内の処遇についての不満を述べられた質問者に対し、個別支援計画に注文をつけることによって対処してほしいというご回答はこの種の問題に「かぞくねっと」は力を貸してくれないという印象を持ってしまいました。



山崎玲輔氏(ワークセンターつつじ 施設長)からのメッセージ

この国は、障害を持つということを本人の責任にしている。この基本的な考え方が変わらない限り、どんなに法整備がされようと変わらない。

それを変える唯一の方法は選挙で、理解してくれる人を選ぶ以外にないと思う。

知的障害福祉50年、あの有名な近江学園で知的障害のある方たちと共に育ち、福祉の仕事について30年、これほど悔しい思いをしたことはない。

「どんなに重い障害をもっている、だれととりかえることもできない個性的な自己実現をしているものなのである。人間と生まれて、その人なりの人間となっていくのである。その自己実現こそが創造であり、生産である。」その人が生きていることを社会が守っていくことが我々の哲学であり、思想である。

しかし、この障害者自立支援法は「社会は守らない」「障害を持って生まれたのだから自分で守れ」といっているとしか思えない。

だからこそ、軽減策等を活用することで対応するしかない。まず世帯分離をして「低所得1. 2」を獲得する。それで使える制度を使うことが大切。使わないと、利用率が低くなるとせっかくの軽減策がなくなることもある。



障害者自立支援法情報コーナー

H18年12月に厚生労働省から円滑な運営のための改善策（利用者負担関係）

○平成19年度、20年度当初予算対応額 240億円

- ①利用者負担の更なる軽減のために
 - 通所・在宅 1割負担の上限の引き下げ 1/2→1/4
 - 軽減対象者の拡大（収入ベースで概ね600万円まで）
 - 障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施
 - 入所 工賃控除の徹底（年間28.8万円まで全額控除）

○平成18年度補正予算（案）計上額 960億円

- ②事業者に対する緩和措置 300億円
- ③新法への移行のための緊急的な基金を造成（660億円）
 - ・移行への改修経費等、グループホーム化
 - 立ち上げのための初動経費の助成

具体的には

○利用者負担の更なる軽減

☆通所・在宅利用者

- ①1割負担の上限額の引き下げ（現行の1/2→1/4）
社会福祉法人による軽減という仕組みではなく、政令改正によりすべての利用者が負担能力に応じて軽減措置を受けられるようにする。（事業者の持ち出しが解消される）
- ②軽減対象世帯の拡大
 - ・収入ベース概ね600万円まで（市町村民税の所得割（10万円未満まで））拡大
 - ※資産要件については本人単独世帯の場合500万円 家族世帯は1,000万円までに拡大

☆障害児のいる世帯

- ①1割負担の上限額の引き下げ（現行の1/2→1/4）（通所在宅利用児童）
- ②軽減対象世帯の拡大（通所・在宅利用児童に加え、入所施設利用児童も対象）
 - ・収入ベース概ね600万円まで→（市町村民税の所得割（10万円未満まで））拡大
 - ※資産要件については1,000万円まで拡大

☆入所施設利用者等

- ①入所施設について工賃引き上げに対する意欲をさらに高めるために、工賃が年間28.8万円までは定率負担と食費等の負担が全く係らないよう、工賃控除を徹底
- ②入所と施設利用者の個別減免の資産要件を現行の350万円から500万円に拡大。入所施設利用者の手元金（2.5万円）の水準については引き続き検証を行う

○入所施設の利用者が入院した場合保障措置を強化

現行6日分を1ヶ月間 8日分を最長3ヶ月までとする

○利用者が通所サービスをより利用しやすくするため、送迎費用を助成

○新法への移行以降等のための緊急的な経過措置

- ①新法に移行するまでの経過的支援
 - ・直ちに移行するのが困難な小規模作業所に対し、従前と同水準（定額110万円）の補助を実施
 - ・従来のデイサービスや精神障害者地域生活支援センターが移行する

○その他委員会中間まとめで指摘された事項への対応

- ①障害程度区分について
障害程度区分については、今後、知的障害、精神障害を中心に、身体障害も含め、それぞれの障害特性をより反映した判定の仕組みとなるよう、コンピューター判定の見直しを含む改善策を講じていく

3月7日障害福祉関係主管課長会議より

1. 障害者の就労支援・相談支援について

(1) 障害者の就労支援

- ① 障害者就業・生活支援センター事業を全国135か所（25か所新規増）、今後全障害保健福祉圏域に設置したい
- ② 「成長力底上げ作戦」において「工賃倍増5ヵ年計画」をH19年より実施
- ③ 「障害者職場実施設備等整備事業」を創設し職場実習先の積極的な開拓と確保に努める
- ④ 「就労支援ネットワーク構築事業」を創設し、就労支援ネットワークを積極的に構築に努める
- ⑤ 工賃実績調査をし、実績を広報紙やホームページに公表する
- ⑥ 各種雇用関係助成金との関係を整備する
- ⑦ 障害者の態能に応じた多様な委託訓練との関係において、委託訓練中の給付の整理
- ⑧ 在宅就労者にかかる就労継続支援サービス費の算定について（詳細は追って）
- ⑨ 就労移行支援事業、就労継続支援事業における施設外就労（企業内就労）に対する支援策を講じる（詳細は追って）

(2) 相談支援体制の整備

- ① 市町村における相談支援体制の整備
- ② 都道府県による相談支援について

2. 3. 4. (略)

5. 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

- (1) 指定居宅介護事業者等への指導監査の徹底等
請求内容と実際のサービス利用に差異がないこと虚偽報告のないようを十分審査するよう
- (2) 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応に指導監督に万全を期されたい
 - ① 人権侵害等の防止等について厳正に取り組んでほしい。
 - ② 苦情解決の仕組みは利用者の権利擁護にとってきわめて重要だという認識に立ち分かりやすく周知するよう努めたい
 - ③ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について「評価基準」を示しているので円滑な運営・定着を図っている
- (3) 精神障害者社会復帰施設における指導監査等の徹底（略）

《一部省略及び要約しています。詳しくは行政機関または事務局までお問い合わせください》

兵庫県独自の軽減策について（神戸市・姫路市を含む）

1. 概 要

障害者自立支援法の施行に伴い、障害者が適切にサービスを利用し、地域で安心して暮らせるよう、県と市町等が連携した低所得者に対する支援を行う。

2. 低所得利用者支援の内容

(1) 通所授産施設の低所得利用者

通所授産施設については、就労と訓練の場であるという性格に鑑み、事業者が実施する低所得者利用料の減免について、国の検討案の2分の1を助成

○月額負担上限額の助成案

区 分		月 額 負 担 上 限 額			
		現 行	国の検討案		県の助成案
低所得1（市町民税非課税のうち、本人収入が80万円以下の方）		15,000円		3,750円	1,875円
低所得2（市町民税非課税のうち、本人収入が80万円を超える方）		24,600円		3,750円 *16,150円 ☆23,750円	1,875円 *14,275～ ☆21,875～
一 般	所得割10万円未満	37,200円		9,300円	—
	所得割10万円以上			37,200円	

（負担割合：県3／8、市町3／8、事業者1／4） *日中活動及び訪問系サービスを併用する場合 ☆日中活動及び短期入所を併用する場合

(2) 移動支援事業の低所得利用者

低所得利用者の月額負担上限額を介護給付費等国基準額の2分の1に軽減。

○月額負担上限額の軽減案

区 分		月 額 負 担 上 限 額	
		現 行	県の検討案
低所得1		15,000円	7,500円
低所得2		24,600円	12,300円
一 般		37,200円	—

（負担割合：県1／2、市町1／2）

(3) グループホーム等低所得利用者の家賃補助

低所得利用者に対する家賃補助制度を実施。

○家賃補助制度

対 象 者	補 助 内 容
低所得1及び低所得2の利用者	家賃の2分の1を補助（上限月額20,000円）

（負担割合：県1／2、市町1／2）

(4) 医療型障害児施設の低所得利用者

低所得利用者の医療費自己負担額を自立支援医療並に軽減。

区 分		月 額 負 担 上 限 額			
		現 行		県の軽減案	【参考】 自立支援医療
		肢体不自由児施設（入所）	肢体不自由児施設（通園）		
低所得1		9,300円	7,000円	2,500円	2,500円
低所得2		9,300円	7,000円	5,000円	5,000円
一 般	所得割2万円未満	9,300円	7,000円	—	5,000円
	所得割2万円以上20万円未満	38,300円	7,000円		10,000円
	所得割20万円以上	38,300円	7,000円		20,000円

（負担割合：県10／10）

3. 施行時期

平成19年4月1日（平成20年度までの経過措置として実施） *国において、法施行後3年を目途に自立支援法の見直しを予定。

◆◆ 天皇・皇后両陛下三木精愛園ご訪問 ◆◆

三木精愛園家族会 蜜 猛

第16回国民体育大会「のじぎく兵庫国体」に併せて兵庫県に行幸啓された天皇・皇后両陛下が大会前日の好天に恵まれた9月29日三木精愛園ご視察の為に訪問されました。大勢の関係者がお待ちする中先導する警察車輛に続いて両陛下の乗られたお車が精愛園玄関前にお着きになったのが午後3時15分頃、お出迎えの県事業団の永井理事長・長岡園長・米田次長と挨拶を交わされた後、玄関前ロータリー南側で整列する利用者、職員、保護者等の前へお越しになりました。お出迎え組は最重度の「いづみ棟」利用者が当たりその前に立たれた両陛下。天皇陛下は終始笑顔で会釈をしながら最前列の利用者一人ひとりに語りかけるが如く足を止め止め歩いておられたが列の中程にさしかかれた時ひとりの利用者が右手を差し出した、と陛下も応えて右手を出されしっかりと握手をされました。一同びっくりしました。一瞬その光景がその場の雰囲気をはやかにし、どっと歓声がわきあがりました。あとは何人かと握手をしながら「お元気ですか、何がお好きですか」とお言葉を頂く中で利用者の一人が「グランドゴルフ」とお答えすると「そう頑張ってください」と励ましのお声をかけて下さいました。私達保護者は申すに及ばず参列する一同は大変感激しました。皇后陛下は列のはじめの所で「大勢の方々のお迎えを頂き有難うございます」とご鄭重なお言葉を述べられ深く頭を下げられたお姿に思わず目頭が熱くなるのを覚えました。

その後、施設の中に案内され利用者の訓練、作業等ご視察になりましたが保護者は同行を許されず以下ご案内された園長先生より室内での両陛下のご様子をお聞きしたものです。

まず、永井理事長が施設の概要を説明されたあと「バランスボール体操」をご覧になりました、ここでも陛下は腰をかかめ一人ひとりにお声をかけられ、皇后陛下が「私にもやらせて下さい」とバランスボールに試乗され「簡単そうですが少し難しいですね」とご感想を述べられたそうです。作業室では貼り絵や、かわらけ(土皿)作り、自動車部品の検品等ご覧になられる中、順路として想定もしていない机と机の狭いすき間に入って行かれ利用者の間近に寄られ親しくお話をされたそうで皇后陛下は利用者の一人が「私の名前は美智子です」と自己紹介するとその方の手にご自身の手をそっと添えられたり、会話の困難な利用者が両陛下



に予め用意していた「てんのうへいかようこそ」「こうごうへいかようこそ」と書いたメッセージをお見せすると両陛下は大変にお喜びになり、皇后陛下は次の作業コーナーに行かれた後、再度戻られ「又来ました、もう一度見せて下さい」と念入りにご覧になる場面もあり一同が全体を通して細やかなお心配りに感動されたとの事です。施設職員にも次々にお声をかけて頂きました。皇后陛下は支援員から20年間障害者施設に勤務している事をお聞きになり「その当時は施設を作るだけでも大変でしたでしょうね」と地道な仕事に励む職員の労をねぎらわれてのお言葉も頂き施設内でのご視察は終了しました。

午後4時20分頃お見送り組の待つ玄関前へお出ましになった両陛下は関係者に深々と頭を下げられ親しく礼を述べられたあと整列してお見送りする一同に向かって笑顔で何回も会釈と手を振られ車中の人になられてからも見えなくなるまで手を振って下さいました。大変光栄のいたりです。両陛下誠に有難うございました。

普段テレビでしか拝見することの出来ない両陛下のお姿に接し緊張感がある中にも和やかな雰囲気をかもし出される両陛下のご姿勢に強く感動を覚えました。何よりも両陛下のお人柄と障害者への深いご理解に深く感謝を申し上げる次第でございます。精愛園にとっては歴史に遺る一大慶事であり各々個人は生涯の思い出として深く心に刻み込まれた情景は後々心地よい余韻として残る事でしょう。

尚、当日宿泊されたホテルオークラでのレセプションに出席された永井理事長と長岡園長に天皇陛下が侍従長を通してご感想を述べられた中で「三木精愛園を訪ねて大変良かった、強く印象に残りました」とのコメントをされたそうです。重く受け止めなければいけない本当に有り難いお言葉です。





「歩み」

恩鳥福祉会ポプラの家 足立 和一



息子は、昭和56年生まれ、今年(平成19年)で26才となりますが、生まれた時は本当に未熟児で、比較的安産であったと思っています。なかなか大きくなり、日が経つにつれてこのまま死んでしまうのではないかとさえ思っていたくらいでした。やがて退院できたものの、悩みの種はミルクをほんの少ししか飲まず、すぐに寝る、飲んだかと思うとすぐ戻す、これの繰り返しでした。徐々に大きくなり、生後3ヵ月での検診でダウン症と言われました。両親ともびっくりと言うのもなく何のことかピンと来ませんでした。当時はあまり耳慣れない言葉で、どうすればいいのかと、戸惑いばかり、色々なところで相談はしてもこれといった回答も得られませんでした。薬による治療もできないというのも、後でわかりガッカリ…。

これは、親子が力を合わせて精一杯努力していかなければと決意し、共に励まし、励まされながら月日が経ちました、やがて保育園へ入園するわけですが、少し馴れるために柏原町にあった「つくし園」に入園しました。そして、保育園へ2年通い(通園バスの送迎で)5歳になると幼稚園へ入園、母親が毎日自転車で送迎、3才上の長男のこともしながら毎日あたたかい日々の繰り返しでした。どうしても世話の係る子供に気が行き、長男も「何で僕の世話をあまりしてもらえないのか」と思っていたに違いないと思います。また、毎日親子が自転車の通園大変だっただろうとつくづく感謝しているところであります。

やがて幼稚園を卒園して小学校へと進学するはずが、校長先生から呼び出しがあり小学校へ入ることは難しいとの事でした。今ですと学校に相当の先生を配置して障害児学級として学ぶことになっていますが、当時はなかなか難しい面があり、受け入れ拒否となりました。また、ここで難問が、その場でどうしなさいとのアドバイスもなく「どうされますか？」だけ。途方に暮れたのを思い出します。

福祉事務所なり、役場の福祉課で相談し、「近くの氷上養護学校を一度見学されては？」とのアドバイスを得て、見学に行き入学することとなりました。

こちらあたりから、この子は違う世間を体験していくんだと、つくづく実感しました。当の本人は何も喋れないので、何をどう思っているのか？ひたすら自分の思うがままにマイペースで、行き詰ったりしながら小学部6年間、中学部3年間、高等部3年間、毎日バスで1時間半乗り続けて通いました。

今から思えば、毎日1時間半もよくバスに乗り続けて通ったものだ…。子供なりに辛い日や、いやな日を

り越え辛抱したものだと感じさえしているところです。「今日は体調が悪くバスの中でもどされ、保健室で休んでもらっています」「今日は熱が出たから迎えにきてください」等々。本人は何も言えず、こんな一日は一番辛いんだと、親でないとなかなかわかってもらえないところかと思えます。

一つだけ救われるところもありました。と言うのは保育園の終わり頃から幼稚園ぐらいの時に音に興味を持ち、木琴をたたいたり、オルガンを弾かせてもらったりしたことです。といって我流で叩いたり、弾いたりするくらいですが、これで自分の気を紛らわせていることです。家にも親戚からもらったエレクトーンを置いて弾かしたり、キーボードを弾かしたり…。こういった音の出るもので気持ちを癒していたことと思います。大げさかもしれませんが、弾き方で、その日の出来事も多少分かるようにも思えます。つぶれんかのように叩いて弾く時、物静かに弾く時色々です。十数年使ったエレクトーンも壊れ、思い切ってピアノの安いのを買ってやっています。毎日自分の気がすむまで、よくも飽きずに弾いています。これも楽しみの一つかと思って見ておりますが、夜遅くは近所の迷惑になるのではと思っていてもなかなか聞き入れない時もあります。

自分で言いたいことが何一つ喋れないという苦しみは本人でないと分からないと思います。これが息子の運命だと。しかし、喋れない反面、人の言っていることはよくわかっております。気のはしこい※所は人より優れているところもあるなと思っています。

環境が変わるたびに慣れるまでに時間がかかるのが気がかりなところであります。

今は、学校を出て(社)知的障害者通所厚生施設ポプラの家へ通っています。小さい時よりずっと体力もつきました。(とはいっても健常者と比較すれば、まだまだ些細な事でつまづきは一杯ありますが)

一生懸命がんばって通所しているのを見るとほっとさえる所があります。

施設も今、大転換期で大変な時であるかと思いますが、この子たちは何も知りません。十人十色、いろいろな人ばかりで世話をかける事ばかりかと思いますが、私達は施設に委ねることしかできません。今後、福祉が後退することなく一人一人が思いやりの心を持ち、温かく接してやってほしいと願うのみです。

私達親も毎日が勉強と思って子供と共に学びたいと思っています。

※はしこい 繊細な、敏感な意味の方言



わたしたちの がんばり



4

若狭野荘
グループ
おはなばたけ



私達の若狭野荘は、兵庫県
南西部のド根性だいごんの「大ちゃん」で有名な相生市にあります。

若狭野荘では、利用者の方に余暇を楽しく過ごしていただくために合唱活動を行っています。

毎年、相生市合唱連盟の永木圭子先生のご指導のもと、相生市合唱祭、西播磨こころのハーモニー、すみれチャリティーコンサートなど相生市内外の合唱祭に、若狭野荘の利用者さんとAIOIすみれ少年少女合唱団と合同で結成している「グループおはなばたけ」として参加し、手話コーラスを中心に発表しています。

手話コーラスでは、手話で言葉を直訳表現するのではなく、歌詞の奥に隠れている心を表現できることを目指し取り組んでいます。



活動での大きな収穫は、利用者さんと地域の方々、特にAIOIすみれ少年少女合唱団の子ども達との交流が深まり、両者の距離が縮まってきたことです。私がこの活動の担当を引き継いだ8年前には、利用者さんと子ども達の間に壁のような物があり、まとまりのない別のグループが同じ舞台上で上がり同じ歌を歌っているというだけのものでありました。

しかし今では、子ども達と利用者さんが進んで手を繋ぎ、バスから会場へ、そして会場から舞台の立ち位置へと共に助け合いながら、

楽しみながら合唱をしている姿から強く感じるができます。

もっともっとたくさんの利用者さんに参加していただき、できるだけ多くの催しに参加し、多くの方々とふれあっていきたいと考えております。

この「ひょうごかぞくねっと」を読まれた皆様にも、催しについての情報提供やご支援のご協力をお願いしたいと思います。また、合唱活動に限らず他の文化活動への参加もしていきたいと考えておりますので、ご指導、ご支援いただけるボランティアについてもぜひご協力をお願いいたします。



しそう自立の家 石原 康博 氏

◆「石原 康博」

昭和59年 9月4日 兵庫県宍粟郡山崎町御名で生まれる
昭和59年 4月 兵庫県姫路養護学校小学部に入学
平成 5年 3月 兵庫県姫路養護学校中学部を卒業
平成 5年 4月より 兵庫県山崎町立通所授産施設に通所
平成 7年10月 知的障害者更生施設「しそう自立の家」
の開設と同時に入所

◆作品展に出展

平成10年 5月	「石原康博作品展」	一宮町「はりま自立の家」
平成10年11月	「心で描くいしはらやすひろの世界」	波賀町「しそう自立の家」
平成11年 1月	「心で描くいしはらやすひろの世界」	宝塚市「はんしん自立の家」ギャラリー
平成11年 9月	「心で描くいしはらやすひろの世界」	宍粟郡山崎町文化会館
平成11年10月	宍粟郡山崎町美術展出展 ……………	「山崎町商工会会長賞」受賞
平成11年10月	兵庫県百花展に出展	
平成11年12月	第五回生野町美術展に出展 ……………	「入選」
平成12年 4月	兵庫県文化芸術協会、第12回百花創作展に出展…	「奨励賞」受賞
平成19年 3月	「語りかける…」 いしはらやすひろ絵画展	チェシャショップ&ギャラリー



平成7年の入所当時は特に定まったプログラムもなく、好きな自動車の「おもちゃ」やセロテープをおもちゃに過ごすことが多かった。「しそうプログラム」の活動で、ちぎり絵や折り染め、ステンシルなどいろいろなメニューを、友達と安心して活動に参加ができるようにスタッフがマンツーマンで常に声がけをしてきた。スタッフがスケッチブックに絵を描いているのを見ているうちに、平成9年8月ごろに同じように絵に興味を示し、スタッフの「絵を描いてみる」という声がけから描き始め、いろんな色を使うことに興味を示し始める。

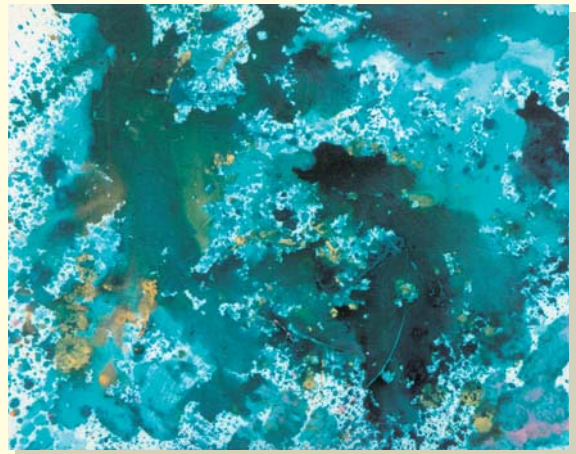
次第に色を使うことに面白味が出てきた、本人がいつでも色を使いたい時にすぐに使えるように厚紙、画用紙、アクリル絵具を準備し描きたい時に描けるように環境を整えておく、また描きたいという気持ちになった時の声がけのタイミングにも心がけてきた。

本人が描きたいという気持ちを大切にしながら声がけをする、これまでいろんなプログラムでも継続が困難であったが、絵を描き始めると時間を忘れるほど熱中する。

スタッフが「これは何」と尋ねると、描きながら「虫」「涙」「川」などそれぞれの絵には自分の気持ちを表現しながら描くときもある、描きおわりは、本人が「終わり」と言ったときが完成である。終了と同時に筆洗い水を作品にかけてしまうこともある。

一枚の絵を描き終わると、充実感と満足感に満ち溢れた、生き生きとした表情である。彼の作品は、純粋な気持ちで素直に、ダイナミックに躍動感があふれている。

現在も、気が向けば厚紙や画用紙・ダンボール・ベニヤ板・キャンバスといろんな画材に、水彩絵具やアクリル絵具を使い絵具の感触を楽しみながら、心の表現を描き続けている。



ホームページ「ひょうごかぞくねっと」の
《わたしたちのがんばり》アートギャラリーに掲載しています。

1頁よりつづき▶

考えるのは、その事業所を利用されている皆さんが地域生活を満喫できる施策を福祉の枠にとらわれずに横断的に行うことだと思います。守られて、与えられてが当たり前になってはいけないとも思います。

特に対策と検討が必要なのが市町からの障害程度区分認定調査です。これには事業者として十分なる研究と分析が必須です。単に施設サービスを利用している観点から調査マニュアル通りの聴き取りで、本当の障害程度区分は出ないと思います。個々の項目での手のかかり度合いを十分に精査して、例えば入所施設の果たしてきた機能や役割についての評価要素を加味させて程度区分が出されないといけないと考えます。また、発達障害や強度行動障害者に対して積極的に事業

を行ってきた事業所に対する評価などはどうなるのでしょうか。知的障害の場合は、介護を中心とした調査では本当の認定は出ないと思います。

3年後への本格見直しが本当の意味でわが国の障害関係福祉を根本から動かす大改革になるのではないのでしょうか。すでに動いています。全力を傾注していかねばなりません。

最後に、貴会も1年半前に全国組織を立ち上げられました。課題と要望については次の機会にしますが、この重大な時期に会員相互が障害者ご本人のために、国を動かし社会を動かしていくには何をなすべきかを関係機関と十分に協議をし、行動を起こしてほしいと思います。



全施連熊本大会に参加して

かぞくねっと副会長 三浦雅春

H17年11県で立ち上げた全国知的障害者施設家族会連合会の第2回大会に参加する機会を与えていただきました。このわずか1年の間に倍増し、参加県が27県に増えていました。自立支援法に対する問題意識が高揚した事も確かだが、全施連の行動もその一翼を担ったことが加入県を増やすことができた要因だと思います。

全国から58名が熊本市に集結しました。熱気むんむんで圧倒される思い。この日のために県内を奔走して連合会を組織して参加した県。まだ、組織ができないまま個人参加された施設。この大会を見て、入会を考えようとする県。それぞれのバックホーンを抱えての出席。翻って我兵庫は県内の組織がしっかりしているので、ここへ来ると苦労知らず。これも先人のおかげと感謝いたします。

「市議会が自立支援法に反対決議を出した」「県知事が厚生労働省は間違っている、と発言した」と県・市を挙げての協力体制を築いている県がある半面、自立支援法の内容すら知らない代表もあり、日本は広いと感じ、全施連からの情報提供の重要性を強く感じました。

思いは《私たちの子供・家族が幸せに暮らせる道を作りたい》そのために《自立支援法を検証し、障害者のためになるものに》活動をしなれば！と決意することができました。

火の国、熊本からの炎のメッセージを消すことなく燃え続ける努力、そして全施連全体の団結が重要と考え、この会の発展への努力を続けることがわれわれ参加県の使命だろう。

おたより

- ★入所施設を利用しているが、自立支援法により、施設にとどまられるのかどうか不安。
重度の子が親亡き後、地域で暮らしていけるほどのサポートがあるとは考えられない。
- ★成年後見制度について会報で扱ってほしい。
- ★市町によって障害程度区分の基準に格差が大きく、サービスの充実具合も開きがあるようです。それぞれの進み具合や傾向を今後も追跡してほしい。

編集後記

☆自立支援法が施行された事により、自己決定ができなくなり不自由な生活になって来ました。これから親も年をとっていくので行き先が不安で一杯です。
☆「長谷川福祉会」より助成金をいただき、19号を発行することができました。感謝いたします。(U)

おたよりコーナー

- お手紙・絵・写真(施設の行事なども)お送りください。
- 困っていること・ご意見・ご質問などお聞かせ下さい。

施設に
言えない悩み

他の家族会は
どうしているの
かしら

うちの子は
大丈夫かしら

FAX (078)261-3410

メールアドレス:

h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

URL <http://www.15.ocn.ne.jp/~h-kazoku/>



助長谷川福祉会
助成

The Hasegawa welfare Foundation

広報委員	植木 久彌	笹川かほる	蔵屋 健夫
	夕部 明子	藤原 幹也	呉 珀華
助言者	高野 國昭		
事務局	南波 孝子	丸岡 啓子	

《表紙題字 芝 貴弘 氏(尼崎武庫川園)》